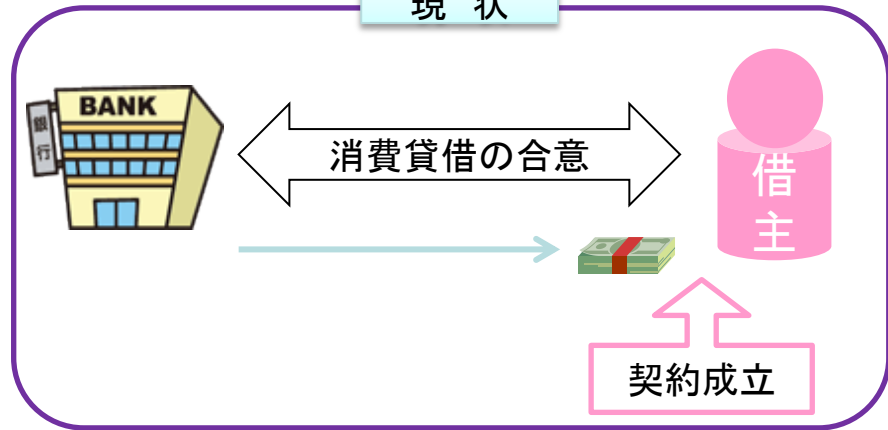


消費貸借に関する見直し

現状

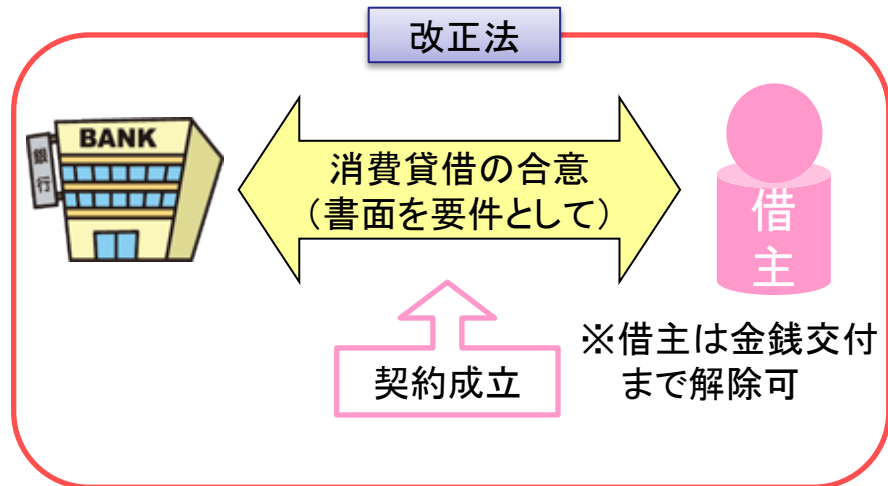


問題の所在

- 現587条によれば、金銭の借入について貸主と借主が合意をしても、実際に金銭が交付されるまで契約は成立しない(要物契約)。
→ 借主は、金銭を交付せよという請求ができない。
例: 住宅ローンを利用して不動産を購入する場合
- 判例上、合意のみによる消費貸借の成立も認められている(諾成的消費貸借)が、区別があいまいで不安定



改正法



改正法の内容【いずれも新 § 587-2】

- 書面によることを要件として、合意のみで消費貸借の成立を認める。
- 借主は、金銭の交付を受ける前は、いつでも契約を解除できる。→ 借主に**借りる義務を負わせない趣旨**
- その場合に貸主に損害が発生するときは、貸主は賠償請求できるが、**限定的な場面でのみ請求は可能**
例: 相当の調達コストがかかる高額融資のケース
→ 消費者ローンなど少額多数の融資では、借主の契約解除による損害なし

【借主の期限前弁済と損害賠償】

借主は、返還時期の定めがあっても、その**返還時期の前でも、いつでも返還をすることができる**。【新 § 591 II】

この場合に、貸主は、借主に対し、損害賠償を請求することができるが、**限定的な場面でのみ請求は可能**。【新 § 591 III】